技術者情報登録申請等の際に必要な本人確認書類について

技術者情報登録申請等の際に必要な本人確認書類は次のいずれかの写しとなります。なお、有効期限のあるものは提出時点で有効なものに限ります。いずれか一つを選択し、申請を行ってください。

●健康保険証　※1
●運転免許証
●運転経歴証明書
●個人番号カード（マイナンバーカード）　個人番号の通知カードは不可　※2
●パスポート（身分事項欄（写真付きのページ））
●在留カード
●特別永住者証明書

（注意）
技術者情報登録申請、利用責任者情報の申請の際、提出する本人確認書類に企業名・氏名（漢字）・氏名（フリガナ）いずれかの記載が無い場合は、下記より台紙をダウンロードして必要事項を記載の上、申請書とあわせて提出してください。

台紙ダウンロード：　https://cthp.jacic.or.jp/jacic/doc/daishi.pdf

※1　健康保険証に関する注意点

・健康保険証は、次のいずれかです。
「健康保険被保険者証」:組合管掌健康保険（組合けんぽ）
「健康保険被保険者証」:全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）
「船員保険被保険者証」:船員保険
「共済組合員証」:共済組合
「国民健康保険被保険者証」:国民健康保険
「後期高齢者医療被保険者証」:後期高齢者医療制度

・健康保険証を添付して申請を行う場合、「被保険者等記号・番号」、「保険者番号」、「二次元バーコード」（記載がある場合）にマスキング（黒塗り）をしてください。マスキングの詳細については次ページをご参照ください。

※2　個人番号カード（マイナンバーカード）に関する注意点

・個人番号カードには個人番号カードとみなされる写真付き基本台帳カードを含みます。
・裏面（個人番号表記）の写しがあるものは受領できません。必ず表面の写しのみ提出してください。
・裏面の写しが含まれている場合は、差し戻しになります。
・表面に記載のある性別と臓器提供意思の項目については、マスキングしても差し支えありません。

各種申請で「健康保険被保険者証の写し」を提出いただく際の注意点

～　マスキング（見えないように塗りつぶす）のお願い　～

2020年10月1日より「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、プライバシー保護の観点から、健康保険被保険者証に記載されている被保険者等記号・番号等を、健康保険事業遂行等の目的以外で告知を求める事が禁止されました。

コリンズ・テクリスの各種申請で「健康保険被保険者証の写し」を提出していただく際には、「被保険者等記号・番号」、「保険者番号」、「二次元バーコード」（記載がある場合）の部分を、マスキング（見えないように塗りつぶし）していただくよう、お願いいたします。

◆　マスキングが必要な項目

- 被保険者等記号・番号
- 保険者番号
- 二次元バーコード（記載がある場合）

◆　健康保険被保険者証のマスキングのイメージ

該当項目をマスキング

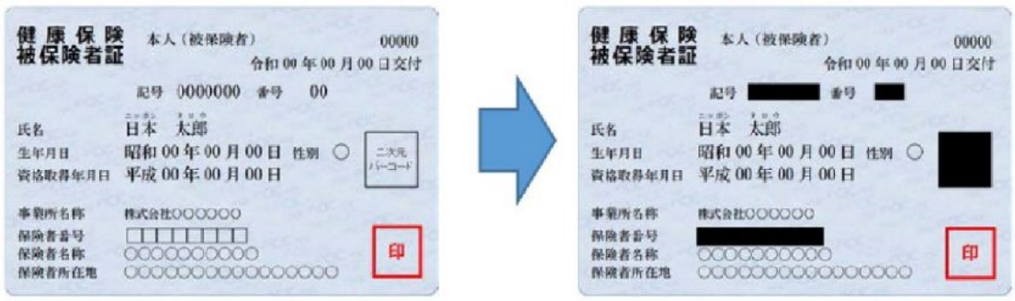

◆　マスキングの仕方の例

① マスキングする項目を付箋やテープなどで隠す
② 健康保険被保険者証をコピーし、マスキングする項目を黒いペンなどで塗りつぶす
③ 健康保険被保険者証を画像で取り込み、画像編集ソフト（ペイントなど）を使ってマスキングする

《ご注意いただくこと》

- マスキングが必要な項目以外には、マスキングをしないでください。確認に必要な項目がマスキングされている場合は、再提出をお願いすることがあります。
- 「健康保険被保険者証の写し」の提出方法に変更はありません。マスキングのために画像で取り込んだ場合でも、メールで提出する場合にはPDFファイルに変換してください。
- PDFファイルでマスキングを行うことも可能ですが、その際はマスキングする前の情報が残らないようにご注意ください。（以下を参照）

PDFファイルでマスキングを行う場合、文字の上に図形などを置いて隠すだけではマスキングする前の情報が残ってしまいます。

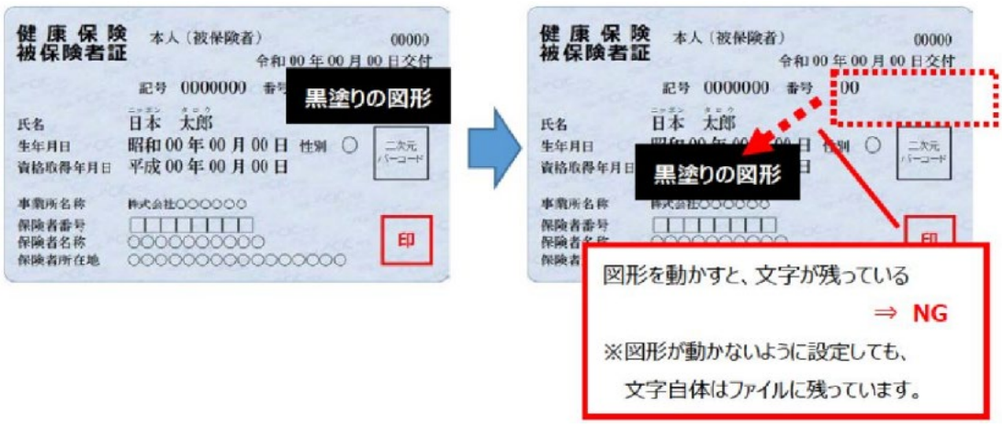

一部のPDFソフトでは「墨消し」機能を使うことで、マスキングした箇所の情報を削除することが可能です。詳しいやり方は、PDFソフトの「ヘルプ」等でご確認ください。